

守口市男女共同参画推進条例

我が国では、日本国憲法にうたわれている「個人の尊重と法の下での平等」の精神を礎に、男女平等の実現に向けての様々な取組がなされ、「国際婦人年」を契機に、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されるなどの国際社会の動きと連動しつつ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法を制定しました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識や慣行は、今なお根強く残っており、男女間の不平等、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害が生じています。

このような状況にかんがみ、守口市では、男女が、互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、市、市民、事業者及び教育関係者が、それぞれの役割を果たし、協働して男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民（本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。）、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本的な事項を定めることにより、それぞれの連携及び協力の下に男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境、学習環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他の密接な関係にある者又は密接な関係にあった者に対する身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を与える言動をいう。
- (5) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (6) 性自認 自己の性別についての認識をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を旨として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、異性に対するあらゆる暴力が根絶されること、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女の性別、性的指向及び性自認に関わらず、あらゆる人の人権が尊重され、かつ、配慮されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴について理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活

活における活動について家族の一員として共に役割を担い、かつ、職場、学校、地域等の社会生活における活動に参画することができるよう配慮されること。

- (7) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女共同参画施策（積極的格差是正措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）と協働するものとする。

3 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、職場における活動に男女が対等に参画する機会の確保及び当該活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境の整備により、男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の役割)

第7条 職場教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を図るための教育を行うとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別及び性的指向、性自認等を理由とするあらゆる差別的取扱い及び人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別的取扱い又は異性に対する暴力的な行為を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現を用いないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画推進計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「男女共同参画推進計画」という。）を策定するものとする。

2 男女共同参画推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画推進計画を策定するに当たり、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、男女共同参画推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 市長は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、教育及び学習を通じて市民等が男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等への対応)

第13条 市長は、市民等から、男女共同参画施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情若しくは意見又は男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害についての相談を受けたときは、適切かつ迅速に対応するものとする。

2 市長は、前項の苦情、意見又は相談を受けた場合において、必要があると認めるときは、第16条に規定する守口市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(調査研究等)

第14条 市長は、男女共同参画施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行い、その結果を男女共同参画の推進に反映させるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(男女共同参画審議会)

第16条 市に守口市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、意見を述べる。

(1) 男女共同参画推進計画の策定及び変更に関する事項

(2) 第13条第2項に規定する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、市民等、男女共同参画に関して識見を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であつて、男女共同参画推進計画に相当するものは、第10条（第5項を除く。）の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

附 則（令和4年2月16日守口市条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。